

西宮市国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予に関する取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「平均実月収額」とは、規則第16条第1項の規定による申請があった日の属する月（以下「基準月」という。）を含む前3か月における次に掲げる金額の、当該申請を行った世帯主及びその世帯に属する被保険者の合算額を3で除した金額をいう。ただし、当該世帯に属する被保険者の疾病又は負傷の療養に要する見込期間（以下「療養見込期間」という。）中の実月収額の平均額が基準月と同等額に相当すると認定される場合は、基準月の次に掲げる金額を平均実月収額とすることができる。

- (1) 給与収入の場合は、基本給、家族手当、通勤手当等の給与額から所得税、住民税、社会保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した金額
- (2) 事業収入の場合は、事業収入から必要経費等を控除した金額
- (3) その他の収入の場合は、当該収入額から必要経費等を控除した金額

2 この要綱において「基準生活額」とは、生活保護法に定める生活保護基準のうち、金銭給付を目的とする扶助で、一時扶助を除く生活、教育、住宅の扶助の基準額の合計額をいう。

3 この要綱において「免除基準額」とは、基準生活額に1000分の1155（ただし、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする）を乗じた額をいい、「減額基準額」とは、基準生活額に1.30を乗じた額をいい、「徴収猶予基準額」とは、基準生活額に1.40を乗じた額をいい、円未満に端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(徴収猶予の要件)

第3条 市長は、世帯主又は被保険者が規則第16条第1項各号のいずれかに該当したことにより、一時的に生活が困難となり、かつ、療養の給付を受ける被保険者の療養見込期間が3か月以内である場合は、当該世帯主又は当該被保険者の属する世帯の世帯主の

申請により一部負担金の徴収を猶予するものとする。

2 前項における一時的に生活が困難となった場合とは、次の各号いずれかに該当する場合をいう。

- (1) 当該世帯の平均実月収額が、減額基準額を超え、徴収猶予基準額以下であり、かつ当該世帯の現金、預貯金、及び有価証券等(以下、「預貯金等」という。)が徴収猶予基準額に3を乗じた額以下の場合
- (2) 当該世帯の平均実月収額が、減額基準額以下であっても、第9条に規定する徴収猶予の期間内に別の収入が生じることが確実であり、その額が減額基準額に3を乗じた額以上である場合

(減額又は免除の要件)

第4条 市長は、世帯主又は被保険者が規則第16条第1項各号のいずれかに該当したことにより、その利用しうる資産能力の活用を図ったにもかかわらず、その世帯の生活が著しく困難となり、又は一時的に困難となった場合、かつ、療養の給付を受ける被保険者の療養見込期間が3か月以内である場合においては、当該世帯主又は当該被保険者の属する世帯の世帯主の申請により一部負担金を減額又は免除するものとする。

2 前項の減額又は免除の基準は次に定めるところによる。

- (ア) 当該世帯の平均実月収額が免除基準額以下であり、かつ当該世帯の預貯金等の額が免除基準額に3を乗じた額以下の世帯を免除世帯とする。
- (イ) 当該世帯の平均実月収額が免除基準額を超え、減額基準額以下であり、かつ当該世帯の預貯金等の額が減額基準額に3を乗じた額以下の世帯を減額世帯とする。

(減額又は免除する額の算定等)

第5条 免除世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、全額免除するものとする。

2 減額世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、次に定めるところによる。

- (ア) 平均実月収額が、減額基準額以下で、かつ基準生活額に1.2を乗じた額を超える場合は、当該一部負担金の50%を減額する。
- (イ) 平均実月収額が、基準生活額に1.2を乗じた額以下で、かつ免除基準額を超える場合は、当該一部負担金の80%を減額する。

3 前項の規定による計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

4 減額後の一部負担金の額が、高額療養費自己負担限度額以上となった場合は、前2項の規定に関わらず減額措置を講じないものとする。

(減額若しくは免除又は徴収猶予の手続き)

第6条 規則第16条第3項に規定する理由を証明する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生活状況及び預貯金等申告書
- (2) 給与証明書又は給与外申告書等収入を証明する書類
- (3) 預貯金及び生命保険等金融資産調査同意書
- (4) その他申請理由を証明する資料

2 市長は、規則第16条第3項に規定する申請書及び前項の書類を受理したときは、その内容が事実と相違ないかを調査し、必要と認めるときは国民健康保険法第113条及び第113条の2の規定に基づき、当該申請書等に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問を行うものとする。

3 前項の調査等において、申請者が非協力的等で、事実について確信をうることができないときは、その申請を不承認とするものとする。

4 規則第16条第4項に規定する一部負担金減免又は徴収猶予の可否を決定したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認通知書又は国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認通知書を交付するものとする。

5 規則第17条第1項及び第2項に規定する一部負担金の減免又は徴収猶予の取消をしたときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書を交付するものとする。

(生活保護への指導)

第7条 平均実月収額が基準生活額以下の場合又はあらかじめ療養見込期間が3か月を超えると見込まれ、医療扶助の適用を受けることが認められる場合は、生活保護法の適用を受けるよう指導するものとする。ただし、生活保護法の適用が決定されるまでの間、一部負担金の支払が困難な世帯については、その支払が困難となった日から生活保護開始の前日まで免除することができる。

(減額又は免除の期間)

第8条 一部負担金の減額又は免除の期間は、原則として3か月以内とする。ただし、当該世帯の生活状態等を勘案のうえ、同一の事由について、再度の申請によりさらに3か月の範囲内で減額又は免除することができる。

(徴収猶予の期間)

第9条 一部負担金の徴収を猶予する期間は、6か月以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(様式)

第10条 第6条第4項及び第5項に規定する通知書の記載事項は、別表第1に定めるところによる。

付則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 西宮市国民健康保険一部負担金の減免猶予に関する取扱要綱（昭和58年7月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

名称	記載事項	条項
国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認通知書	世帯主氏名、被保険者証番号、療養の給付を受ける被保険者氏名、生年月日、療養期間、医療機関等名称、種別	条例施行規則第16条第4項
国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認通知書	世帯主氏名、被保険者証番号、療養の給付を受ける被保険者氏名、生年月日、療養期間、医療機関等名称、種別、不承認理由	条例施行規則第16条第4項
国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	承認事項、被保険者証番号、世帯主氏名、療養の給付を受ける被保険者氏名、生年月日、療養期間、医療機関等名称、種別、取消年月日、取消理由	条例施行規則第17条第3項